

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処沼田弾薬支処
会計科長 小 泉 智

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量	備考
鉄屑ほか7件 別紙第1内訳書のとおり				

(2) 搬出場所：陸上自衛隊沼田分屯地

(3) 搬出引渡期限：代金納付の日から5日以内（令和6年3月31日まで搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級以上に格付けされ、北海道地域に競争参加資格を有する者

(4) 「入札及び契約心得」を遵守している者。

(5) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処沼田分屯地会計科に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び

(1) 日時：令和6年2月13日（火）10時30分

(2) 場所：沼田弾薬支処2階会議室

5 落札決定方法

総額（税込）により決定し、予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選により決定する。

6 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金は免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除とする。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項(3)に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(4) 電話・電報・FAXによる入札

(5) 入札開始時刻に遅れた者のした入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

9 現場説明会

(1) 実施しない。ただし、現場確認が必要な場合は会計科担当者と日程等を事前調整のうえ確認することができる。

(2) 確認可能日時は1月29日（月）から2月7日（水）とする。

10 再度入札

- (1) 入札時間に遅れた入札は、初度の入札には参加できないが、再度の入札には参加可能とする。
- (2) 郵便による入札があった場合は、令和6年2月15日（木）14時に沼田弾薬支処2階会議室にて執行する。
- (3) 郵便による入札書は令和6年2月15日（木）12時必着とする。

11 その他

- (1) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (2) 郵便入札の場合は、件名を記載した封筒に入札書を入れて封印をし、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて郵便入札の提出期限までに必着させること。ただし、第2項（3）に示す提出書類を同封する場合には、入札書を入れた封筒と提出書類を同封すること。
- (3) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒078-2222 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142-1 陸上自衛隊沼田分屯地会計科
TEL 0164-35-1910（内線250）担当：小枝
- (4) 仕様書に関する事項の問い合わせ先
〒078-2222 北海道雨竜郡沼田町字沼田1142-1 陸上自衛隊沼田分屯地補給科
TEL 0164-35-1910（内線261）担当：蛭名

12 告示場所及び期間

- (1) 告示場所：旭川・滝川・留萌の各駐屯地会計隊 旭川・滝川の各商工会議所・沼田町商工会
陸上自衛隊北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (2) 告示期間
令和6年1月25日（木）～令和6年2月13日（火）